

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区分		相続人の数	金額
取 得 財 産 価 額		人 4,191	千円 305,186,845
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		66	1,568,198
債 务 控 除 額		2,200	22,388,089
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		405	2,147,672
課 税 価 格	実	4,216	286,514,626
相 続 税 額	算 出 税 額	4,128	35,942,855
	2 割 加 算 額	274	247,773
	計	4,128	36,190,629
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	106	89,134
	配 偶 者	778	8,192,334
	未 成 年 者	45	10,671
	障 害 者	62	61,588
	相 次 相 続	197	316,883
	外 国 税 額	-	-
	計	1,142	8,670,610
差 引 税 額	実	3,570	27,520,019
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		20	61,054
小 計		3,567	27,458,965
納 税 猶 与 額		222	2,476,462
納 付 税 額	実	3,487	24,982,503
還 付 税 額		11	30,146
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 产 に 係 る 基 础 控 除 額		1,544	125,390,000

調査対象等： 平成17年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成 13 年 分	人 4,149	千円 328,524,316	千円 57,395,146	千円 14,218,102	人 3,430	千円 33,324,441	人 1,558
平成 14 年 分	人 4,471	千円 315,661,619	千円 45,851,480	千円 13,465,464	人 3,652	千円 24,354,265	人 1,609
平成 15 年 分	人 4,327	千円 309,403,778	千円 40,281,280	千円 12,720,250	人 3,533	千円 21,476,719	人 1,594
平成 16 年 分	人 4,261	千円 275,428,392	千円 32,065,121	千円 9,613,558	人 3,461	千円 17,822,335	人 1,556
平成 17 年 分	人 4,216	千円 286,514,626	千円 36,190,629	千円 8,670,610	人 3,487	千円 24,982,503	人 1,599

(注) この表は、「(1)課税状況」及び「(4)申告及び処理の状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
徳島	人 451	千円 33,378,215	人 356	千円 2,967,350	人 172
鳴門	154	10,997,483	109	631,536	63
阿南	116	7,272,786	91	340,473	45
川島	44	3,539,736	38	398,402	18
脇町	35	2,349,150	33	138,654	13
池田	25	2,144,819	22	248,408	10
徳島県計	825	59,682,189	649	4,724,821	321
高松	689	55,548,424	566	8,121,161	250
丸亀	201	10,885,848	161	526,264	78
坂出	146	8,396,710	120	457,709	50
観音寺	96	6,152,179	73	360,885	39
長尾	59	3,527,857	48	198,322	22
土庄	34	1,344,778	29	119,792	8
香川県計	1,225	85,855,796	997	9,784,134	447
松山	760	49,233,207	634	3,658,072	273
今治	216	13,291,244	187	594,208	79
宇和島	87	4,772,907	71	228,697	32
八幡浜	79	3,334,731	66	135,406	23
新居浜	88	5,173,709	73	221,306	32
伊予西条	71	5,633,036	64	604,567	30
大洲	48	2,549,987	39	123,210	16
伊予三島	108	7,009,703	88	445,420	35
愛媛県計	1,457	90,998,524	1,222	6,010,886	520
高知	439	33,399,159	383	3,087,012	160
安芸	21	879,459	20	18,654	8
南国	95	6,467,351	83	566,371	34
須崎	51	2,467,984	45	139,750	16
中村	51	2,893,080	43	178,593	18
伊野	52	3,871,084	45	472,283	20
高知県計	709	49,978,117	619	4,462,662	256
総計	4,216	286,514,626	3,487	24,982,503	1,544

(注) この表は、「(1) 課税状況」及び「(4) 申告及び処理の状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金額	相続人の数	金額	
本年分	申告額	人 4,217	千円 285,782,894	人 3,481	千円 24,860,543	人 1,544
	修正申告による増差額	80	915,358	102	139,369	46
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	14 △	183,626	17 △	17,408	10
	決定期額	-	-	-	-	-
	計	実 4,216	286,514,626	実 3,487	24,982,503	実 1,544
過年分	申告額	120	5,320,377	108	281,065	55
	修正申告による増差額	993	15,036,804	1,469	3,798,459	559
	更正による増差額	1	1,326	2	2,126	1
	更正等による減差額	167 △	1,918,646	197 △	548,516	92
	決定期額	-	-	-	-	-
	計	実 128	18,439,861	実 186	3,533,133	実 55
合計	申告額	4,337	291,166,628	3,589	25,141,608	1,599
	修正申告による増差額	1,073	15,888,805	1,571	3,937,828	605
	更正による増差額	1	1,326	2	2,126	1
	更正等による減差額	181 △	2,102,272	214 △	565,925	102
	決定期額	-	-	-	-	-
	計	実 4,344	304,954,487	実 3,673	28,515,636	実 1,599

調査対象等： 「本年分」は、平成17年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成16年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年11月1日から平成18年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成15年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
 2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区分	過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	相続人の数	金額
本年分	人 25	千円 2,606	人 21	千円 3,633	人 3	千円 5,387
過年分	1,166	300,764	117	54,740	67	299,374
合計	1,191	303,369	138	58,373	70	304,761

5-2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税適用財産価額	暦年課税分贈与財産価額		
1 億円以下	351	29,900,724	362,683	198,222	398,967	832
1 億円超	783	109,882,754	719,627	491,337	3,916,143	2,537
2 ツ	239	57,774,706	206,077	673,386	4,180,760	832
3 ツ	121	44,242,555	227,955	221,585	5,184,529	446
5 ツ	32	18,246,322	26,856	439,745	3,255,375	111
7 ツ	12	10,148,162	-	104,969	1,983,308	41
10 ツ	5	6,131,221	25,000	8,800	1,337,373	19
20 ツ	-	-	-	-	-	-
30 ツ	-	-	-	-	-	-
50 ツ	-	-	-	-	-	-
70 ツ	1	9,456,450	-	-	4,604,089	2
100 ツ	-	-	-	-	-	-
合計	1,544	285,782,894	1,568,198	2,138,043	24,860,543	4,820

調査対象等：平成17年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課 税 価 格 級 階	法定相続人員別被相続人の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1 億 円 以 下	人 5	人 56	人 134	人 116	人 40	人 -						
1 億 円 超	7	49	148	283	197	63	18	13	4	1	-	-
2 □	1	9	38	99	56	18	7	4	5	-	-	2
3 □	-	4	10	43	45	7	7	4	1	-	-	-
5 □	1	3	2	11	6	7	2	-	-	-	-	-
7 □	-	-	1	6	4	1	-	-	-	-	-	-
10 □	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-
20 □	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 □	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 □	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 □	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
100 □	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	14	121	334	560	350	97	34	21	10	1	-	2

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田 (耕作権及び永小作権を含む。)	人 738 577 1,451 438 370	千円 36,354,900 10,624,862 95,142,056 642,657 8,299,603
	畠 (〃)		
	宅地 (借地権を含む。)		
	山 林		
	その他の土地		
	計	実 1,472	151,064,079
家屋、構築物		1,382	15,125,063
事業(農業)用	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	244	514,421
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	38	139,676
	売掛金	41	160,965
	その他の財産	84	441,290
	計	実 296	1,256,351
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	284	9,685,831
	同上以外の株式及び出資	937	25,204,781
	公債及び社債	358	6,968,735
	投資・貸付信託受益証券	322	4,905,735
	計	実 1,150	46,765,082
現金、預貯金等		1,536	60,693,322
家庭用財産		1,025	455,404
その他の財産	生命保険金等	310	10,659,298
	退職金及び労働金等	107	4,166,593
	立木	167	158,798
	その他の	1,248	14,077,970
	計	実 1,318	29,062,660
合計		1,543	304,421,960
相続時精算課税適用財産価額		51	1,568,198
債務		1,239	19,178,974
葬式費用		1,508	3,164,420
計		実 1,529	22,343,394
差引純資産価額		1,544	283,646,764
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		233	2,136,130
課税価格		実 1,544	285,782,894

調査対象等： 平成17年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。